

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年6月11日京都市条例第5号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

京都市道衣笠緯40号線異常気象時通行規制基準改定検討委員会を廃止するため、次のとおり、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することとしました。

別表第1 8京都市自転車政策審議会の項及び京都市道衣笠緯40号線異常気象時通行規制基準改定検討委員会の項を次のように改めました。

| | | | |
|-------------|---|-------|----|
| 京都市自転車政策審議会 | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項に規定する事項，自転車の安全な利用の促進に関する事項その他の自転車政策に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。 | 20人以内 | 2年 |
|-------------|---|-------|----|

この条例は，平成30年6月11日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 8京都市自転車政策審議会の項及び京都市道衣笠緯40号線異常気象時通行規制基準改定検討委員会の項を次のように改める。

| | | | |
|-------------|---|-------|----|
| 京都市自転車政策審議会 | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項に規定する事項，自転車の安全な利用の促進に関する事項その他の自転車政策に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。 | 20人以内 | 2年 |
|-------------|---|-------|----|

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)